

東京都の金融経済教育

●東京都の消費者教育の推進

【東京都消費生活基本計画について】

- 計画期間：令和5年度からの5年間
- 位置付け：東京都消費生活条例に基づく基本計画と消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画を一体的に策定
- 計画に基づく消費者教育の推進
 - ・東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえて計画を策定するとともに消費者教育に関する施策を推進
 - ・5つの政策の柱のうち、政策4に消費者教育の推進を位置付け

●東京都消費者教育推進協議会

【概要】

- 役割 消費者教育に関する情報交換・調整及び連携強化を図るために設置
(H25.5.21)
- 位置付け 東京都消費生活対策審議会の部会
- 構成 消費者団体・事業者団体・その他関連団体代表、大学教授、弁護士、庁内関係部署

<参考1>金融経済教育の実施方針について

●第11回東京都多重債務問題対策協議会において次のとおり承認（H26.1.27）

- 金融経済教育部会については、消費者教育推進法に基づき設置された「東京都消費者教育推進協議会」に、その機能を統合する。
- 都の金融経済教育は、消費者教育の中の重要な分野として、同協議会の意見を聴取しながら、一元的に実施していく。
- 都の金融経済教育を含め消費者教育の取組実績について、毎年度、多重債務問題対策協議会に報告する。

<参考2>スタートアップ・国際金融都市戦略室の取組について

令和5年度 金融リテラシー向上支援事業

●国際金融都市・東京を実現する取組の一環として、都民の安定的な資産形成に向けた金融リテラシー向上を推進

- 無関心層への働きかけや情報提供、授業やセミナーを一気通貫で実施
 - (1) アンバサダーによる情報発信 : SNS、YouTube 動画3本、雑誌とのタイアップ記事
 - (2) 企業や学校等への講師派遣 : 75件（企業30件、学校等45件）
 - (3) 若者向け金融セミナー、都民向け金融セミナー : 全4回、申込者計約6,000人

消費者教育における金融経済教育の最近の取組状況

1 主な啓発事業

(1) 一般都民向け

- 金融経済をテーマにしたセミナー
 - ・消費生活講座「人生100年時代～上手な貯め方・使い方」(R5.7)
 - ・消費者問題マスター講座第6回 (R5.10)
 - 【金融・投資商品】「金融商品の基礎知識とトラブル防止事例」
 - ・～シニア・ミドルのみなさまへ～楽しみながら学ぶ暮らしの連続講座 (R5.10～11)
 - 「6 知っておきたいキャッシュレス決済」
- 出前講座の実施 (通年)
- 30歳～50歳代のミドル層向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 目指せ安心・満足の充実ライフ～」で老後の備え(年金)を解説(通年)

(2) 若者向け

- 消費者教育読本 Web 版 (R5 年度作成)
 - ちえとまなぶのず～っと役立つお金の話～キャッシュレス決済に挑戦してみよう～
- 学校向け出前講座の実施 (通年)
- 都内全高校の2年生を対象に消費者教育・啓発用ノートの作成、配布 (R5.12)
- 若者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 輝かしい社会人への第一歩～」で金融商品との向き合い方等を解説 (通年)
- 親子夏休み講座「かしこいお金の使い方を学ぼう」(R5.7-R5.8)

(3) 高齢者向け

- 高齢者向けの読本「飯田橋四コマ劇場～アニキとコ・ブ・ンが指南!? 安心セカンドライフへの道～」で、金融投資を含む悪質商法の手口や対処法を紹介 (通年)
- 消費者教育教材 (DVD) (R4 年度作成)
 - 「キャッシュレス決済のお品書き～かしこく選んで買い物上手～」
- リーフレット「東京都からのお知らせ～悪質商法が狙っています!～」の作成、配布 (R5.9-R5.12)
- 高齢者見守り人材向け出前講座の実施 (通年)

2 学校(教員)への情報提供

- 消費生活総合センターで作成している教育教材及び学校向け出前講座(講師派遣制度)など、学校で活用できる情報について、都立高等学校校長連絡会や区市町村立小中学校指導主事対象説明会等の場で情報提供
- 消費者問題教員講座において、学校における消費者教育に必要な知識・情報提供